

岩手県告示第384号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年4月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社フジ電気
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第6地割137番地6
 - ウ 代表者の氏名 藤原幹久
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8183号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月2日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年3月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社鹿糠板金工業
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市宇部町第3地割121番地154
 - ウ 代表者の氏名 鹿糠英夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8399号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年3月16日付けで土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年3月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木鉄工
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市箱崎町第7地割84番地11
 - ウ 代表者の氏名 佐々木洋一郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10038号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年3月11日付けで管工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年3月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 奥井建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町飯岡第5地割25番地17
 - ウ 代表者の氏名 阿部久之
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-26）第120127号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年3月18日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。